

## 寮費等諸経費納入細則

昭和 58 年 4 月 1 日制定

- 第 1 条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)学生寮規程第 12 条に基づき寮生活についての必要な納入経費を定めるものとする。
- 第 2 条 入寮を許可された者は、別に定める入寮費、寮費及びその他の諸経費(食費・光熱水費・その他)を所定の期日までに納入しなければならない。
- 第 3 条 寮費は、年額の 2 分の 1 を 4 月及び 9 月の初めに納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、分納願を寮の寮監を経て、学生部に提出しなければならない。
- 2 入寮日が月の 15 日以前であれば、その月分全額、15 日以降の場合は半月分を納入しなければならない。
- 3 退寮の場合は、原則として既納の寮費は返還しない。
- 第 4 条 特別の事由により、大学 3 年次、短大 2 年次に入寮する場合は、入寮費の半額を免除することがある。
- 第 5 条 食費は、日割計算で実日数分を前月末日までに納入しなければならない。ただし、原則として学校が定める正規実習や忌引等の公的な理由により食事をしない場合は、その旨を前もって栄養士まで申し出た場合は返還するが、光熱水費、その他の経費は返還しない。
- 第 6 条 寮費及びその他の諸経費の額は、経済情勢その他の変動により増額又は減額することがある。

### 附 則

この細則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。